

館林市日本語能力試験補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人住民の日本語能力の向上を図り、多文化共生社会の形成にかなげるため、公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が日本国内で実施する日本語能力試験（以下「試験」という。）を受験した者に対し、館林市日本語能力試験補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験を受験した者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留資格を有する者又は日本国籍を有し日本語を母語としない者
- (3) 試験受験日時点及び補助金申請日時点で本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (4) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者（世帯の構成員を含む。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の試験受験料とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人につき3千円とする。

- 2 補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1年度内において1回とする。ただし、試験に合格した者が当該年度内に上位の級を受験する場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、館林市日本語能力試験補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 日本語能力試験合否結果通知書の写し

- (2) 本人確認ができるもの（在留カード、マイナンバーカード等）の写し
- (3) 補助金の振込口座を確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼請求書の提出期限は、当該受験年度の2月末日までとする。

（補助金の交付決定及び交付）

第6条 市長は、申請者から前条に規定する申請書兼請求書の提出があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときにあっては当該申請者に補助金を交付し、不適当と認めるときにあっては館林市日本語能力試験補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付をもって交付決定の通知に代えるものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。